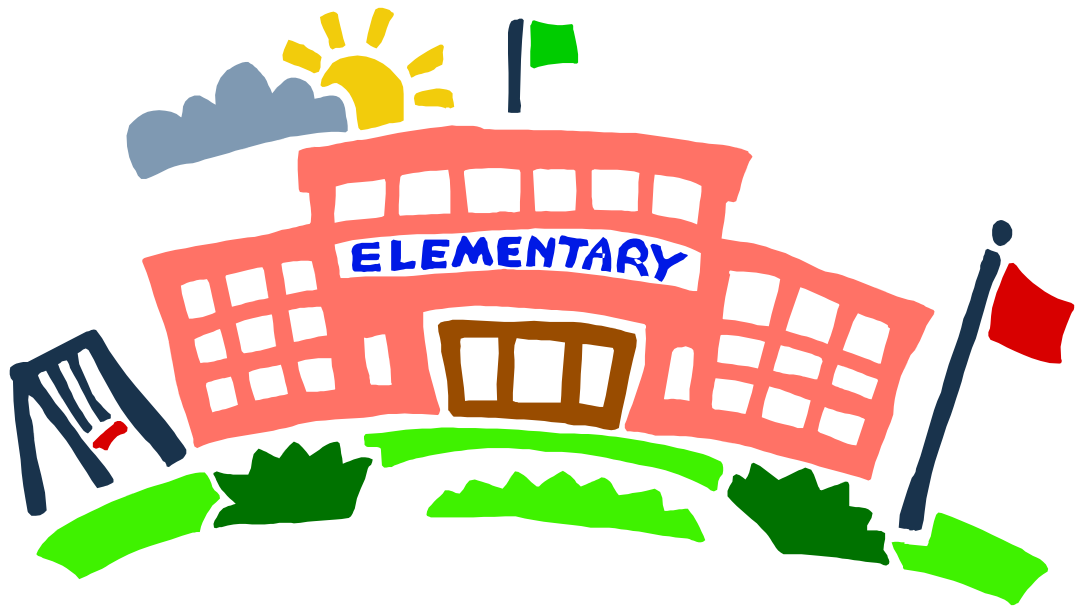


転入のしおり



みのおしりつとよかわみなみしょうがっこう
箕面市立豊川南小学校

住所 〒562-0031 大阪府箕面市小野原東3丁目2番1号

電話 072-728-0231 FAX 072-729-9607

ホームページ <http://www.city.minoh.lg.jp/toyomina-ele/>

電子メール toyokawaminami_ele@maple.city.minoh.lg.jp (教頭まで)

目 次

学校教育目標	2
学校生活について	2～7
諸費の口座振替について	8
ケータイ連絡網サービスについて	9
学校防犯システムについて	10
用事で学校にこられるときは	11
担任と連絡を取りたいときは	11
欠席をするときは	12
学校を早退する場合	13
登校後、けがや体調が悪くなった場合	13
手続きが必要な変更	14
教科書をなくしてしまったときは	14
就学援助を受けたいときは	15
転校をするときは	16
教育相談	17
放課後自由な遊び場開放	18
学童保育	19～20

学校教育方針

【 学校教育目標 】

心・体すこやかに、みんな楽しく学びあおう

【 学校経営の重点 】

1. 一人ひとりの児童にとって楽しくわかる授業づくりを進める。
2. 児童・教職員が、共に学び、自主性と信頼を深め、人権を大切にした学校生活を送る。
3. 教職員全員参加による組織力を活かし、一貫した指導体制で学校を運営する。
4. 安全で信頼され、地域に開かれた魅力ある学校づくりに努める。

【 校歌 】

一、 明治の森の 緑映ゆ
三島の郷の 地にありて
豊かな光 丘にうけ
心身も 健やかに
学ぼうみんな 友だちだ
我らが学舎 おお箕面
豊川南小学校

二、 新興の郷土 緑濃き
旧き街道 よりそいて
豊かな稔り はたにうけ
清く正しく おおらかに
学ぼうみんな 友だちだ
我らが学舎 おお箕面
豊川南小学校

台風による警報発令時の登下校

台風等による警報発令時の対応について、下記のとおりです。

※ 近隣の市町村とは異なる場合もありますが、箕面市で決めている対応です。

1. 登校前に「暴風警報」が箕面市または北大阪地区に発令された場合

午前7時現在「暴風警報」が発令されているときは、登校を見合わせ、自宅待機します。(大雨警報・洪水警報のみの場合は、通常通り集団登校します。)

午前9時までに解除された場合は、誘い合って集団登校します。午前9時においても発令中の場合は、休校になります。



2. 登校後に「暴風警報」が発令された場合

気象情報等を考慮して、下校させるか、学校待機とするか適切に判断し対応いたします。下校する場合は、地域別に集団下校をします。帰宅しても、家の人がない場合は警報解除まで学校で待機していますのでお迎えをお願いいたします。警報が発令されそうな場合は、保護者の連絡先をお子様に伝えておいてください。近所の方をお願いする場合には、必ず連絡帳で担任までその旨を連絡して下さい。

※ 安全上、口頭や電話での連絡には対応できません。

放課後や登校時、休日など居場所がバラバラになっているときは、どこに避難するかについて、日ごろから相談しておいてください。

【 服装 】

通学服

動きやすい服装、くつで登校しましょう

※ 名札は1年生のみ身に着けます。

※ 指定のかばん・帽子はありません。



体操服

現在お持ちのものをそのまま、ご使用いただいてもかまいません。買い換えられる場合は、児童玄関横の購買部で購入できます。体操服を入れる袋は、ひもの長さを含めてタテ40cm未満だと机の横にかけたとき床につきません。

水着・水泳帽

現在お持ちのものがスクール水着であればそのまま、ご使用していただいてもかまいません。買い換えられる場合は、水泳開始の前に業者販売のご案内をします。帽子の色は学年で指定しています。

給食エプロン

給食当番のエプロン一式は学校のものを使います。エプロン・帽子は金曜日に持ち帰りますので、洗ってアイロンをかけて月曜日に持たせてください。次の当番の子が使いますので必ず持たせてください。

糸のほつれや、ボタンのゆるみに気づかれましたら、お手数ではありますがご家庭でも補修をお願いいたします。

給食で使用しますのでナフキン・マスク・歯ブラシとそれらを入れる給食も用意してください。



上ぐつ（白色で記名できるタイプもの）

本校では、教職員がチームとなって子どもたちの学習指導や生活指導にあたる場面が多くあります。名前を知り合うことは、おたがいの信頼を生み出し教育効果を高める第一歩であるにとらえています。お手数ですが、下記のように上ぐつに記名をお願いいたします。（体育館シューズも同様です）

～なまえの書き方～

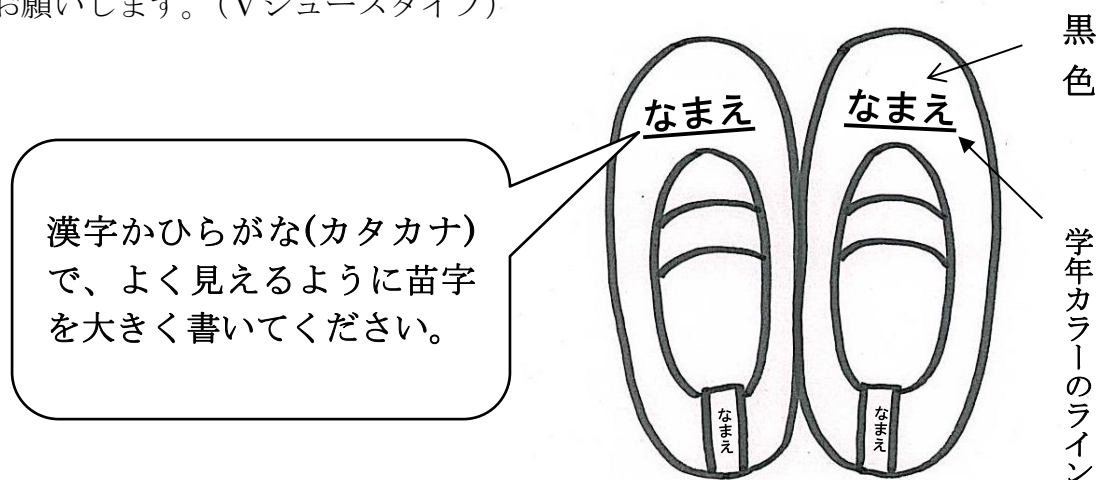
- ① 上ぐつに黒の油性ペンで、苗字をできるだけ大きくはっきりとかいてください。（バレーシューズでない場合も、適当な部分に、よく見えるように書いてください。）
- ② 書いたなまえの下に、学年カラーと同色の油性マジックでラインを引いてください。学年カラーは卒業するまで同じです。（水泳帽と同色）

年（ ） 年（ ） 年（ ）

※書いているなまえが薄くなってきたら、書き重ねていただくよう、お願いします。

※上ぐつを購入されるときは、記名がわかりやすいように、白いくつにしてくださいませよう、お願いします。

※体育館シューズを購入されるときは、足の甲まで保護されるタイプのものをお願いします。（Vシューズタイプ）



【給食について】

給食は食育の場として、栄養教諭がさまざまな取り組みをしています。献立内容につきましては、毎月給食だよりでお知らせします。

主食 … 月・火・木・金 ごはん（子ども茶わんで約 1.5 杯分）

水のみパン（6枚切り食パン約 1.5 枚分）

※ パンの種類（食パン・コッペパン・渦巻きパンなど）

副食 … 食材は安全性・品質ともに、物資購入委員会で吟味したものを使用

牛乳 … 紙パック 200ml

給食時間は準備、片づけ、歯磨きの時間を含めて 40 分です。

・病気などで連続 5 日以上欠席するとき
欠席される 2 日前（土日・休日は除いて）に連絡をいただくと、給食を停止することができます。（給食費は後日、諸費振替口座へ返金いたします）

・アレルギー等の医師の診断書がある場合
保護者からの申請により、学校長と協議をして、個別の対応をすることができます。担任にお申し出ください。

【学校図書館の利用について】

箕面市では、すべての公立小・中学校に学校図書館司書がいます。他の学校図書館や箕面市立図書館とのネットワークシステムも整備されており、学校教育の一環として図書館運営を行っています。

本校の子どもたちは、図書館をととても身近に感じています。ご家庭でもぜひ子どもたちと一緒に読書を楽しんだり、いろいろなことへの好奇心を高めたり、発見に共感してあげたりしてください。さりげないご家庭の支援は子どもたちの「読みたい」「知りたい」という気持ちをよりいっそうたかめます。図書館は学ぶことを楽しみ、生きることを楽しむ子どもに育ってくれるよう支援いたします。

1. 週 1 時間「図書の時間」があります。
2. 手提げ袋（絵本が 5 冊程度入るもの）をご用意ください。
3. 本の紛失・破損など図書館に関する問い合わせは、担任を通じて図書館司書までお知らせください。

諸費の口座振替について

給食費・教材費・修学旅行積立など教育活動に関する諸費は口座振替で納入していただきます。

・池田泉州銀行小野原支店で口座を開設して、別紙「口座振替依頼書」に照合印を押してもらい、学校に提出してください。

※ 他支店の場合、学校からの振込の際かかる手数料は保護者負担となります

・口座振替依頼書の提出が銀行の登録締め切り日を過ぎた場合、翌々月からの振替になります。現金徴収については、別途、お知らせいたします。振替額は別紙「学年別振替一覧」をご覧ください。

・振替は5月～3月で（5月は4、5月の2ヶ月分、8月は振替がありません）毎月第1回目振替えが9日、第2回目振替えが27日です。（土日、休日の場合は翌営業日）（5月のみ再振替がございません。）前日までに、残高の確認をお願いします。

※ 27日が再振替日となっておりますが、給食会への支払期限がありますので、**9日振替**にご協力ください。再振替ができなかった場合は後日、現金で徴収いたします。

【PTA会費について】

・PTA会費は一家庭300円です。別紙「申込み用紙」を提出してください。他の諸費と一緒に振替を行います。兄弟がいる場合は一番上の学年より徴収いたします。

ケータイ連絡網サービスについて

本校ではメールによる情報配信サービスを行っております。
配信情報の内容は以下の通りです。

- 突発的な事象が発生したとき
 - ・台風や自然災害で休校するような場合
 - ・運動会、夏休みの水泳指導など学校行事の日程が変更になった場合
 - ・インフルエンザ、下痢、嘔吐などによる学級閉鎖の場合
 - ・児童に危険が及ぶおそれがあり集団下校する場合など
- 特に重要な連絡事項があるとき
(プリントも併用してお知らせしますが、速報として情報をメールで配信します)
- PTAから重要な連絡があるとき

メール受信新規登録・再登録の方法

(手順1)

以下のメールアドレスに空メールを送信してください。表題ならびに本文は不要です。(エラーの原因になる恐れがありますので、本文はなにも書かないでください。)

p.m-toyomina-es@s.ktaiwork.jp (文字はすべて半角です)

(手順2)

登録が完了した旨の通知が届きますので、大切に保管して置いてください。
メール受信登録の解除方法などが記載されています。

《メール受信登録について》

○メール受信登録に関しては、希望者だけです。手続きに従ってメール受信登録をされた方のみ配信されます。なお、携帯電話等で受信される場合、通信にかかるパケット代金は受信される方の負担になります。メール受信登録は無料です。(PTA安全対策費より支払われます。)

○メール受信登録は携帯電話あるいはパソコンの電子メールを利用して行ってください。携帯電話では受信設定の変更を行わないとメールを受信しない場合があります。事前に所定のアドレス (ktaiwork.jp) からのメールを受信することを許可するように設定変更をお願いします。

詳しくは、お使いの携帯電話会社にお問い合わせください。

○このメール配信サービスは学校側から情報提供する一方通行です。送信元のメールアドレスに返信しても何もおこりません。

《個人情報の管理について》

このメール配信サービスに必要な情報はメールアドレスだけです。受信される保護者のお名前や児童の学年やクラスなどの個人情報は不要です。また、メールアドレスはこのサービスのためだけに使用されますので、他の広告などは一切届きません。ご安心ください。

学校防犯システムについて

箕面市では子どもの安全安心を、より一層向上させていくために、NTTビジネスソリューションズ株式会社の学校防犯システムを導入しています。

【システム概要】

子どもにICタグを無償で配布し、そのICタグをランドセル等に取り付けて、登校時に携帯します。子どもが校門を通過すると、受信機が感知し、職員室のサーバーに通過時刻の情報と通過時の画像が記録され、子どもの登下校の状況を確認することができます。

オプションで、登下校時刻を保護者様の携帯電話にて受信することができるサービスもあります。(子ども1人あたり420円/月)

※メール配信については、各家庭でNTTビジネスソリューションズ株式会社との契約が必要です。

詳しくは、別紙案内をお読みください。



用事で学校に来られるときは

- ・正門にいる警備員にお声かけください。警備員が不在のときは、インターホンを押して、名まえとご用件をお申し出ください。職員室から開錠します。来校のときは、各家庭に1枚配布しております保護者用名札をお付けください。校舎へは職員用玄関よりお入りください。
- ・車でのご来校はご遠慮ください。
児童のお迎えなど、緊急の場合は正門横の駐車スペースに停めて下さい。

【名札見本】



表



裏

担任と連絡を取りたいときは

- ・来校されるときは・・・
事前に担任に連絡をしていただき、時間を確認してください。
- ・電話のときは・・・TEL 072-728-0231
業間休み・・・10:25 ～ 10:50
放課後・・・16:00 ～

上記の時間帯であれば授業に支障をきたしません。ただし、緊急の場合はこれに限りません。

欠席するときは

・事前にわかっているときは・・・

連絡帳で担任にお知らせください。
(日にちや、理由を併せてお知らせください)

・急なときは・・・

連絡帳を登校班のひとに預けてください。預けられなかったときは、電話でお知らせください。電話を受けたものが担任に知らせます。
(遅刻の場合も、連絡をお願いします)
※電話はできるだけ始業前(8:00~8:25)をお願いします。

・ご家庭にご不幸があった場合は・・・

葬儀・通夜の欠席は「忌引き」になります
お子さまとの続柄により忌引き日数がまっています。
※遠方の場合は、旅行期間もはかります。

・学校伝染病は、『出席停止』となります。

診断書は必要ありませんので、連絡帳等でお知らせください。医師の指示に従ってゆっくり休んでください。

・インフルエンザ	・百日咳	・麻疹	・風疹
・ウイルス性肝炎	・流行性耳下腺炎		・水痘
・咽頭結膜熱	・流行性角結膜炎	他	

学校を早退させたい場合

・ご家庭の用事で急に早退するとき・・・

下校時の安全のため、できるだけお迎えをお願いします。

いつ、誰が、どこに迎えに来られるかを、学校にご連絡ください。可能な範囲内で、理由もお知らせください。担任にそのことを伝えます。(確認のため、担任より連絡させていただく場合もありますので、ご了承ください。)

事前にわかっている時は、連絡帳で担任にお知らせください。

登校後、けがや体調が悪くなった場合

・学校でお子さんがけがをしたり、体調が悪くなったとき・・・

担任あるいは養護教諭より、子どもさんの様子をご家庭に連絡させていただきます。緊急時、速やかに対応するために、必ず連絡が取れるようにしておいてください。

※ 早退する場合は、できるだけお迎えをお願いします。

※ 病院に行くことが必要な場合は、原則としてご家庭の方でお願いします。

(負傷その他で緊急の場合は、学校の判断で医療機関へ連れて行く場合があります。)

・日本スポーツ振興センター

学校の管理下において、けがをして医療機関で治療を受けた場合、日本スポーツ振興センターから治療費が後日給付される制度です。

校内・登下校中などにけがをして、診療を受けた場合は、担任または養護教諭(保健室)にお知らせください。給付手続きをおこないます。



手続きが必要な場合

- ・保護者の変更がある場合で、世帯主にも変更がある場合

箕面市役所の市民部窓口課に行って、手続きをしてください。その際、小学生又は中学生の子がいることを申し出てください。

- ・保護者の変更がある場合で、世帯主には変更がない場合

学校の事務室に連絡してください。

- ・住所の変更がある場合

箕面市役所の市民部窓口課行って手続きを行い学校へも連絡してください。

- ・校区外（区域外）から、本校に通いたい場合

学校または箕面市教育委員会学校教育課にお問い合わせいただき、申請用紙を提出してください。

教科書をなくしてしまった場合

教科書取り扱い書店で、各自で購入してください。

本校の場合は、下記の牧野書店（文化屋）で購入できます。

ただし、在庫が無い場合もありますので、あらかじめ電話等で連絡されることをお勧めします。

【購入先】

牧野書店（文化屋）

住所：箕面市百楽荘 1-2-24（牧落駅すぐ）

TLE : 072-723-2108

※教科書は複数学年で使用するものがたくさんありますので、年度替りに誤って処分されませんよう、ご注意ください。

就学援助を受けられるときは

・初めて申請するときは・・・

○申請希望の場合は、学校または箕面市教育委員会学校生活支援課に申し出てください。就学援助認定申請書をお渡ししますので、必要事項をご記入押印のうえ、学校または箕面市教育委員会学校生活支援課へ提出してください。

○認定となりましたら、箕面市教育委員会より認定決定通知書が発行されます。

・次の学年でも引き続き希望する場合は・・・

○認定は年度ごととなりますので、次年度につきましては、改めて4月に配布する申請書を提出してください。

～就学援助制度とは～

この制度は、経済的な理由から就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を目的とするものです。

なお、学校の教育活動に基づく援助制度ですので、学校と教育委員会が連携して援助を行っています。

認定にあたっては、世帯所得額の基準があります。詳しくは箕面市教育委員会・学校生活支援課【TEL. 072-724-6760】までお問い合わせください。



転校するときは

・担任にお伝えください

引っ越しすることがわかりましたら、最終の登校日はいつか、転出先住所や学校名などを早めに担任または事務室にお知らせください。転出書類作成や給食の停止手続き、諸費の精算をおこないます。

・市内転出のときは・・・

- ①市役所の市民部・窓口課で住民票異動の手続きを行い、「就学通知書」を受け取ってください。
- ②「就学通知書」と※本校でお渡しする書類を、転出先の学校へ提出してください。

・市外転出のときは・・・

- ①市役所の市民部・窓口課で住民票異動(転出)の手続きを行い、その写しを受け取ってください。
- ②転居先の市役所で住民票異動の手続きを行い、「就学通知書」を受け取ってください。
- ③「就学通知書」と※本校でお渡しする書類を、転出先の学校へ提出してください。

※本校でお渡しする書類

1. 在学証明書
2. 氏名ゴム印
3. 転学児童生徒教科用図書給与証明書

・新しい学校へは・・・

できるだけ早く、直接または電話でお子さんの名前・学年・性別を連絡し、登校する日時・準備するもの等について確認してください。新しい学校で異なる教科書を使っている場合は取りよせるまでに多少の時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

教育相談について

【 学校では 】

本校にはスクールカウンセラーが配置されています。
相談内容はどのようなことでもかまいません。児童生徒のみなさんだけでなく保護者の方にも気軽に利用していただければと思います。

なお、相談内容等のプライバシーは堅く守られますのでご安心ください。
来校予定日は別途お知らせいたします。

※ 事前に予約が必要ですので直接学校の教頭へご連絡ください。

【箕面市教育センターでは】

さまざまな理由で学校に行きにくい、行きたがらない等、不登校や不登校傾向にある子どもさんや、障がいのある子どもさんの生活・教育などに関する相談を行っています。

- *相談方法 面談、電話
(面談は予約制ですので、必ず電話でお申し込みください。)
- *相談日時 月曜日～土曜日 9：00～17：00
支援教育相談は月～木曜日（変更になる場合があります）
- *連絡先 TEL 727-5113
- *対応 臨床心理士、専門の障がい児教育専門員などが対応



自由な遊び場開放事業

豊川南小学校では

開放場所	開放日及び時間帯
運動場	月曜日から金曜日 放課後から午後5時
体育館	毎週月曜日 午後3時30分～午後5時
わくわくルーム	月曜日から金曜日 午後2時～午後5時

- ・1年生から6年生対象です
- ・指導員が配置されています
- ・11月1日から2月末日の平日は4時30分までです。
- ・祝日や長期休業期間中及び給食のない日は実施しません。
- ・学校行事や授業時間等により変更・中止になることがあります。

○どんな道具があるの？

運動場や体育館にはドッジボール、サッカーボールなどを、わくわくルームにはブロック、オセロなどのゲーム類を用意しています。

○けがの対応は？

万一けがが起きたときは、教育委員会と社会福祉協議会ならびに学校が対応し、場合によっては、ご自宅に連絡することもあります。

放課後、そのまま残って遊んでいた場合で、帰宅するまでの間に起こった事故については、保険が適用されますが、一旦帰宅してから、遊びに来た児童がけがをした場合には、原則、保険が適用されません。この際には学校施設内における事故のみ対象となり、登下校途中の事故は対象となりません。

○保護者の皆様へのお願い

子どもが帰宅しないで、放課後そのまま利用する場合は、何時に帰宅するか、必ず保護者と約束してから登校するようにしてください。おやつやジュース類は持ってこないようにお願いします。自由な遊び場開放事業を利用される支援の必要な障がいがある児童の場合は、原則として前日までに指導員にご相談ください。

箕面市教育委員会
こども未来創造局学校教育課
TEL 072-724-6736

学童保育(随時入室)のご案内

放課後、保護者が仕事で留守にしている、または保護者が病気であったり、介護をしている家庭の児童、並びに障がいのある子どもを対象に学童保育を行っています。

【要件】

学童保育の対象児童は、箕面市内に在住する小学校児童（1年生から3年生）、定員に余裕のある学校では4年生（長期休暇のみ）で、保護者・同居の親族などが下記の要件に該当することにより放課後に当該児童を監護することができないと認められる場合、及び、箕面市内に在住する障がいのある小学1年生から6年生の児童です。

記

- ・昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- ・昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ・妊娠中であるか、または出産後間がないこと。
- ・疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がいを有していること。
- ・長期にわたり疾病の状態にあるかまたは精神もしくは身体に障がいを有する同居の親族を常時介護していること。
- ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- ・その他教育長が学童保育の利用を必要と認めた場合。

学童保育施設

名称	所在地	電話	定員
豊川南小学童保育室	小野原東 3-2-1	729-0654	80

実施時間及び休業日

実施時間	平日：放課後から午後5時まで 土曜日及び春・夏・冬休みの平日：午前8時から午後5時まで
休業日	1. 日曜、祝日、国民の休日 2. 年末・年始（12月29日から翌年1月3日）

延長利用

学童保育に入室されている児童で、保護者の就労等により午後5時以降も延長して学童保育が必要な児童を対象に延長利用ができます。

延長利用施日	月曜日から金曜日の学童保育開室日(土曜日の延長保育はありません)
延長利用時間	午後5時から午後7時まで
児童帰宅時のお迎え	保護者のお迎えが必要
延長保育料	利用1日あたり250円です。(別途減免制度あり)
申し込み方法	新規の場合「学童保育利用(延長利用)承認申請書」(様式第1号)に延長利用ご希望の旨をご記入ください。 すでに学童保育を利用している方で延長保育を希望される場合は、「学童保育延長利用承認申請書(様式第1号の2)」に「学童保育延長利用資格証明書(様式第2号の2)」を添えて提出してください。

費用

学童保育料	月額5,700円(保育料は翌月末払いとなっております。)
延長保育料	日額250円(利用された日数分お支払いいただきます。)
おやつ代	月額1,500円(保護者会の依頼をうけて、箕面市社会福祉協議会が徴収事務等の協力をしています。)

学童保育料と延長保育料について兄弟姉妹で利用の場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

【保育料の減免制度について】

非課税世帯や児童扶養手当受給世帯等については、学童保育料及び延長保育料の減免を受けることができますので、該当する場合は「学童保育料(延長保育料)減免申請書」に添付書類を添えて申請してください。

申請・お問い合わせ先

箕面市教育委員会
こども未来創造局学校教育課
TEL 072-724-6736